

国家税務総局：《研究開発機構国産設備購入税額還付管理弁法》印刷配布に関する通知
国税発[2010]9号

各省、自治区、直轄市和計画単列市国家税務局：

《財政部 税関総署 国家税務総局：研究開発機構の設備購入税収政策に関する通知》（財税[2009]115号）の関係規定にしたがい、財政部との協議の上ここに《研究開発機構国産設備購入税額還付管理弁法》を各位に送付する。遵守の上執行されたし。執行中に問題があれば、速やかに総局（貨物労務税司）に報告されたし。

付属文書：研究開発機構国産設備購入税額還付申告審査表

国家税務総局

二〇一〇年一月十七日

研究開発機構国産設備購入税額還付管理弁法

第一条 《財政部、税関総署、国家税務総局：研究開発機構設備購入税収政策に関する通知》（財税[2009]115号）の規定に基づき、特に本弁法を制定する。

第二条 研究開発機構税額還付の主管国家税務局は、研究開発機構国産設備購入税額還付の認定、審査及び監督管理工作を担当する。

第三条 国産設備購入の増値税還付政策を適用する研究開発機構範囲ならびに設備リスト範囲は、財税[2009]115号文書の関連規定に基づき執行する。

第四条 国産設備購入税額還付を受ける研究開発機構は、税額還付申請前に以下の資料を持参の上、主管税額還付税務機関にて国産設備購入の税額還付認定申請手続きを行うこと。

- (一) 企業法人営業許可証副本または組織機構コード証（原本及び写し）
- (二) 税務登記証副本（原本及び写し）
- (三) 税額還付口座証明
- (四) 税務機関が提出を要求するその他の資料。

本弁法公布前すでに輸出税額還付認定手続きを行っている場合には、あらためて国産設備購入の税額還付認定手続きをせずともよい。

第五条 研究開発機構に解散、破産、抹消及びその他合法的に国産設備購入税額還付事項を終了すべき事態が発生した場合、関連証書、資料を持ってその主管税額還付税務機関にて抹消認定手続きを行うこと。国産設備購入税額還付認定を受けた研究開発機構で、その認定内容に変化があった場合、関係管理機関が変更を批准した日より 30 日以内に関連証書、資料を持ってその主管税額還付税務機関にて認定変更手続きを行わなければならない。

第六条 増値税一般納税人に該当する研究開発機構が国産設備を購入して取得した増値税専用発票は、規定の認証期限内に認証手続きを行うこと。2009年12月31日前に発行された増値税専用発票は、その認証期限を90日とする。2010年1月1日後に発行された増値税専用発票は、その認証期限を180日とする。未認証または認証を通過していないものは一律に税額還付申告をしてはならない。

第七条 研究開発機構は国産設備を購入し取得した増値税専用発票の発行日より180日以内にその主管税額還付税務機関に《研究開発機構国産設備購入税額還付申告審査表》(付属文書参照)及び電子データ税額還付申請を送付するとともに、以下の資料を同封すること。

- (一) 国産設備購入契約書
- (二) 増値税専用発票(控除綴り)
- (三) 支払証憑
- (四) 税務機関が提出を要求するその他の資料。

独立法人に該当しない会社内部設置部門または分公司の外資研究開発センターの国産設備購入は、本社がその主管税額還付税務機関に税額還付を申請する。

第八条 増値税一般納税人に該当する研究開発機構の税額還付申請に対し、主管税額還付税務機関は増値税専用発票監査情報チェックで間違いがないという状況において税額還付を行わなければならない。増値税一般納税人ではない研究開発機構の税額還付申請に対しては、主管税額還付税務機関は書簡調査を行い、発票が真実であり、発票に記載されている設備がすでに規定にしたがい納税申告をされていることが確認された後、税額還付をしなければならない。

第九条 国産設備購入の課税額還付額は、増値税専用発票上に明記された税額で確定する。その購入した設備代金を全額支払い終えていない企業は、支払った比率と増値税専用発票上に明記された税額で課税額還付額を確定する。未払い部分の税額については、企業が実際に代金を支払った後あらためて税額還付を行う。

第十条 主管税額還付税務機関はすでに税額還付を行った増値税専用発票に「税額還付

申告済」の印を押印し、保管または企業に返却し規定にしたがい保管させる。企業はそれを再び仕入税額控除の証憑としてはならない。

第十一条 主管税額還付税務機関は、研究開発機構の国産設備購入税額還付状況に対し台帳（紙ベースまたは電子）を作成し管理すること。

第十二条 研究開発機構の税額還付を受けた国産設備は、主管税額還付税務機関が監督管理を行い、監督管理期を5年とする。監督管理期に設備所有権移転行為または別用途流用等行為が発生した場合、研究開発機構は以下の計算式にて主管税額還付税務機関に税額還付額を追加納付しなければならない。

追加納付額=増値税専用発票上に明記された金額×（設備残余価値÷設備原価）×適用増値税税率

設備残余価値=設備原価-累計減価償却

設備原価と減価償却は企業会計決算データで計算する。

第十三条 研究開発機構は偽の国産設備購入税額還付資格、控除申告してさらに税額還付申告、国産設備購入業務ねつ造、虚偽の税額還付申告資料提出等の手段によって国産設備税額還付額を詐取した場合、現行関係法律、法規にしたがい処理する。

第十四条 本弁法は国家税務総局が財政部と協同で解釈の責を負う。

第十五条 本弁法の執行期間は2009年7月1日より2010年12月31日とし、具体的には増値税専用発票上の発行日に準ずる。

転送：財政部、商務部、科技部、税関総署。

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／佐々木 清美）